

「米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業」の
実施に係るこれまでの経緯等

1 米子市クリーンセンターの概要について

(1) 施設

①	炉形式	全連続燃焼方式
②	施設規模	270t/日 (90t/24h×3 炉)
③	受入・供給設備	ピット&クレーン式
④	燃焼設備	ストーカ式
⑤	ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
⑥	排ガス処理設備	バグフィルタ (2 段式)、乾式有害ガス除去装置 (消石灰)、無触媒脱硝装置、ダイオキシン類除去装置 (活性炭+触媒反応塔)
⑦	灰溶融設備	プラズマ式 (電気溶融) 29t/24h×2 炉
⑧	余熱利用設備	発電 (4,000kW)、場内給湯、場内冷暖房
⑨	通風設備	平衡通風方式、白煙防止装置
⑩	灰出設備	ピット&クレーン式
⑪	飛灰処理設備	薬剤処理
⑫	給水設備	上水、工業用水
⑬	排水処理設備	ごみピット汚水；高温酸化処理 生活排水、プラント排水；処理後 (有機系：生物処理方式、無機系：凝集沈殿方式) 下水道放流

(2) 各種計画等との関連について

年月	他自治体関係	米子市関係
H10.3		鳥取県が「ごみ処理の広域化計画」を策定 (県内を東・中・西部の3ブロックに区割りし、広域化を進めることとした。)
H14.4		クリーンセンター稼働開始
H17.3		旧米子市と西伯郡淀江町との市町村合併により米子市が誕生
H17.4		日吉津村の可燃ごみ処理を開始
H23.4		大山町の可燃ごみの一部処理を開始 (H28.3.31 までの期限付き)
H25.11		延命化検討委員会の設置 (副市長が委員長の庁内組織)
H27.1		長寿命化事業方針を決定 (基幹的設備改良工事・長期包括的運営事業及び灰溶融設備休止) 鳥取県西部地域循環型社会形成推進地域計画の策定 (西部広域行政管理組合)
H27.3		長寿命化計画の策定
H28.2		受託者選定委員会の設置
H28.3		第3次米子市一般廃棄物処理基本計画の策定/灰溶融設備の休止

2 米子市クリーンセンター長寿命化事業について

(1) 基幹的設備改良事業について

ア 事業目的等

施設の機能保全、延命化及び CO2 排出量削減を目的として、クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施。

イ 工事期間

平成 28 年度～平成 31 年度（4 ヶ年）

ウ 工事概算額

約 3,475,000 千円（消費税抜き）

エ 補助金の活用

循環型社会形成推進交付金（環境省） * 交付対象額の 1/3 交付

(2) 長期包括的運営事業について

ア 事業目的等

予防保全的対応による安定操業、長期的な人材育成による人材確保及び技術力の向上及び経費の削減等を目的として、クリーンセンターの工場稼動に係る管理運営を業務委託。

イ 委託期間

平成 29 年度～平成 43 年度（15 ヶ年）

ウ 委託概算額

約 12,905,000 千円（消費税抜き）

エ 委託業務対象施設及び範囲

別添「要求水準書」参照

(3) 灰溶融設備の休止事業について

ア 休止時期

平成 28 年 3 月 31 日

イ 休止後の焼却灰再資源化処理

(ア) 主灰

平成 28 年 4 月 1 日から、次の事業者においてセメント原料化処理

- ・公益財団法人ひょうご環境創造協会及び住友大阪セメント株式会社（兵庫県赤穂市）
- ・宇部興産株式会社（山口県宇部市）

(イ) 飛灰

基幹的設備改良工事後、セメント原料化処理等

3 基幹的設備改良事業及び長期包括的運営事業の発注等について

(1) 発注方法

基幹的設備改良工事及び長期包括的運営業務委託を一括発注

【一括発注の理由】

本市には焼却施設が一つしかなく、ごみの収集を止めずに、クリーンセンターの運転を行いながら大規模工事を行う必要がある。この場合、同一の指揮命令系統の下で遂行することによって、大小含めて事故やトラブルを回避する体制の構築が可能であるため。

なお、付帯的な理由として、一括発注を行うことで、事故やトラブルが生じた場合の責任の所在も明確になり、契約上のトラブル等も回避可能である。

(2) 受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式

【理由】

本事業は、現在稼動しているクリーンセンターの運転を止めることなく安定的に稼動させる必要があるため、価格だけではなく品質や技術力を総合的に評価して事業者を選定する「総合評価型の事業者選定方式」とした。

また、本事業は、高度な技術や専門的な知識が必要な事業で、事業者のノウハウによる余地が大きく、事業者のノウハウそのものが、本事業のメリットに結びつくものであることから、発注者が求めるサービス水準を性能に反映しやすい「公募型プロポーザル方式」とした。